

ケース2

生前贈与を考える

相続税の基礎控除額が縮小されてから丸3年が経過し、相続発生によって税金を支払う人が増えています。「家族の為に少しでも多くの財産を残してあげたい」。そんな思いでコツコツ蓄えてきた大切な財産、『生前贈与』を活用してお子様やお孫様の未来につながる財産移転をしませんか？息子さん夫婦とお孫さんの将来を案じる高橋様ご夫妻の考えた『生前贈与』は、どんな形のものになるのでしょうか。



独立して家庭を持ったとはいえ子どもの将来は心配だわ。あの子たちは私たちの世代より貰える年金金額も少ないみたいだし…。

それどころか支給年齢もどんどん引き上げられて、「もしかしたら貰えないかも…」なんてことも言ってたぞ。

ライフアシストに聞いてみたら、何か良いアドバイスももらえるかもしれないな。

1

では、将来解約返戻金を年金として受け取ることもできる終身型保険はいかがでしょうか？

将来の不安を少しでも和らげてあげることができるのは嬉しいわ。

3

息子夫婦の将来のために何かしたいのだけれど…。

年間110万円まででしたら、贈与税がかからず生前贈与が可能ですよ。

一気にまとまった金額を渡すのは難しいし、できれば将来に備えて少しでも金額が増えるようなものがないと思うんだけど…。

2

高橋様にオススメのプランはこちらです！

**低解約型終身保険**

- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えることで保険料を割安に！
- 解約返戻金を「年金」としてお受け取りいただけます。
- 特約を付加することで、もしもの医療や介護への備えも安心！

いざという時の備えにもなり一石二鳥！「保険」という形の生前贈与

ケース1

相続に備える

遺産相続トラブルは相続財産額の大小に関わらず発生しています。前のページで示した通り、遺産分割事件の約3割が相続財産1,000万円以下、5,000万円以下の事件は約4割という状況です。相続発生によって、これまで仲の良かったお子様同士でも、お金が絡んで仲違いしてしまうことも珍しくありません。2人の息子さんがいる田中様(65歳)のケースを見てみましょう。

この間、親父の遺産相続の話合いで兄弟ともめたよ。どんな財産があるのか全然分からないし、そもそも俺がずっと親父の介護してきたのに、遺産は平等に分けようだなんてムシが良すぎないか？

そんなことがあったのか…。亡くなる前に遺志を伝えることができれば、もめなくて済んだのかもしれないな。

僕には持病があるし、もしものことがあった時に子どもたちに苦勞をかけたくないしなあ。そうだ、ライフアシストに相談してみよう。

田中も「いざ」という時のために準備しておいたほうがいいぞ！

1

だいじょうぶ？

興味はあるけど、持病があるから健康告知で引っ掛るのでは？

一時払終身保険なら健康告知が不要となる場合が多いです！

3

なるほど

トラブルを未然に防ぐためには、相続人である息子さんたちに対して資産内容を明らかにし、遺産の分け方をあらかじめ指定しておくことがとても重要です。

終身保険を活用すれば死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の人数)が適用されます。

2

田中様にオススメのプランはこちらです！

**一時払終身保険**

- 契約時に一括で保険料をお支払頂くことで万が一の保障を確保。
- 死亡保険金受取人をご指定頂くことで的確に遺産を残すことができます。
- 保険加入によって遺産総額を減らすことで相続税の税率を減らし、預金口座と違ってすぐに現金化ができるなどのメリットがあります！

漫画で分かる  
相続への備えと生前贈与